

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和2年12月25日（金） 9：01～9：13

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：菅 義 偉 内閣総理大臣

麻 生 太 郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）

武 田 良 太 国務大臣（総務大臣）

上 川 陽 子 国務大臣（法務大臣）

茂 木 敏 充 国務大臣（外務大臣）

萩生田 光 一 国務大臣（文部科学大臣）

田 村 憲 久 国務大臣（厚生労働大臣）

野 上 浩太郎 国務大臣（農林水産大臣）

梶 山 弘 志 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）

赤 羽 一 嘉 国務大臣（国土交通大臣）

小 泉 進次郎 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）

岸 信 夫 国務大臣（防衛大臣）

加 藤 勝 信 国務大臣（内閣官房長官）

平 沢 勝 栄 国務大臣（復興大臣）

小此木 八 郎 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）

河 野 太 郎 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

坂 本 哲 志 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

西 村 康 稔 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

平 井 卓 也 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

橋 本 聖 子 国務大臣（東京オリンピック・パラリンピック担当大臣，内閣府特命担当大臣）

井 上 信 治 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

陪席者：坂 井 学 内閣官房副長官

岡 田 直 樹 内閣官房副長官

杉 田 和 博 内閣官房副長官

近 藤 正 春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 9件

○政令 1件

○人事 3件

○報告 2件

○配布 2件

いずれも，案件表のとおり，決定，了解等となった。

議事内容：

○加藤国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、岡田副長官から御説明申し上げます。

○岡田内閣官房副長官：一般案件について、申し上げます。まず、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、平井大臣から御発言があります。次に、「デジタル・ガバメント実行計画の変更」について、御決定をお願いいたします。本件は、同基本方針を踏まえ、国と地方におけるデジタル・ガバメント推進のための取組を計画的かつ実効的に進めていくために同計画を改定するものであります。

次に、「第5次男女共同参画基本計画」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、橋本大臣から御発言があります。

次に、「採用昇任等基本方針の一部変更」について、御決定をお願いいたします。本件は、第5次男女共同参画基本計画の策定を踏まえ、女性国家公務員の採用及び登用の拡大に係る数値目標の変更を行うものであります。

次に、米国航空宇宙局との間の「民生用月周回有人拠点のための協力に関する了解覚書」に署名することについて、御決定をお願いいたします。本件は、「ゲートウェイ」の詳細設計、開発、運用及び利用のための約束及び責任を定めるものであります。

次に、予備費の使用について、御決定をお願いいたします。本件は、新型コロナウイルス感染症に係る現下の状況に鑑み、営業時間の短縮等の協力要請に係る支援に必要な経費外1件に、一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費から約4,862億円を使用するものであります。

次に、信・解任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、「サウジアラビア国」駐箚特命全権大使の異動に伴い、交付すべき信任状及び解任状であります。

次に、政令について、御決定をお願いいたします。「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部改正法の一部の施行に伴う関係政令の整備等政令」は、医薬品等の承認された事項についての変更計画の確認に係る手続を定める等の改正を行うものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、茂木外務大臣が各国政府要人との会談等のため1月4日から14日まで、河野内閣府特命担当大臣がシンガポール国政府要人との会談等のため27日から30日まで、それぞれ海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、外務省及び国土交通省人事といたしまして、お手元に配布しております資料のとおり承認することについて、御決定をお願いいたします。その主な内容は、大韓民国駐箚大使富田浩司にアメリカ合衆国駐箚を命ずるものであります。

次に、久米潔外793名の叙位、叙勲又は紺綬褒章等授与について、御決定をお願いいたします。なお、東京大学名誉教授有馬朗人を正三位に叙するものがあります。

次に、令和2年度第2・四半期における一般職の国家公務員等及び自衛隊員の再就職状況の報告があります。本件は、国家公務員法及び自衛隊法に基づき、管理職職員であった者等からの再就職に関する届出事項について内閣に報告するものであり、本年7月から9月までの間になされた届出件数は、一般職の国家公務員等によるものは674件、自衛隊員によるものは42件となっております。

次に、配布資料といたしまして、「労働力調査報告」があります。本件につきましては、後程、総務大臣及び、関連して厚生労働大臣から御発言があります。

次に、件名外案件について、申し上げます。まず、「日・ウルグアイ税関相互支援協定」に署名することについて、御決定をお願いいたします。本件は、迅速な通関及び密輸の効果的な取締りを行うため、税関当局を通じて情報提供等の相互支援を行うことを定めるものであります。なお、令和3年1月7日の署名まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

次に、「債務救済措置に関する書簡」をモルディブとの間に交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、主要債権国会合の合意に基づく債務救済措置として、「独立行政法人国際協力機構」に対するモルディブの債務約7,000万円について、支払いを猶予することを取り極めるものであります。なお、28日の書簡交換まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

○加藤国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、平井大臣。

○平井国務大臣：「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」について御説明申し上げます。本基本方針は、目指すべきデジタル社会の将来像を掲げ、その実現のために必要な高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）の見直しとデジタル庁の設置の考え方を示すものです。IT基本法については、「人に優しいデジタル化」による「誰1人取り残さない」社会の実現を目指し、全面的な見直しを行います。省庁の縦割りを排し徹底した国民目線で政策を推進するため、強力な権限で国・地方等の情報システムを統括・監理するデジタル庁を、令和3年9月1日に設置することとし、次期通常国会に所要の法律案を提出します。本基本方針の取りまとめに御協力いただいたことに感謝申し上げますとともに、引き続きの御尽力・御協力をお願いいたします。

○加藤国務大臣：次に、橋本大臣。

○橋本国務大臣：「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」について御説明申し上げます。女性は我が国の人口の約51%、有権者の約52%を占めています。政治、経済、社会などあらゆる分野において、政策・方針決定過程に男女が共に参画し、女性の活躍が進むことは、我が国の経済社会の持続的発展を確保するとともに、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現につながります。本計画は、2030年代には、指導的地位にある人々の性別に偏りのない社会となることを目指し、そのため、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に女性が占める割合が30%程度となるよう、女性の参画拡大の取組を一層加速することを掲げています。男女共同参画はそれ自体が最重要課題ですが、グローバル化が進む中、ジェンダー平等への取組は、世界的な人材獲得や投資を巡る競争を通じて日本

経済の成長力にも関わるものであると考えています。本計画策定に当たり御協力いただいた閣僚の皆様には感謝するとともに、計画の成果目標の達成に向けて、各種施策の実行に格段の御尽力を賜りますよう、お願い申し上げます。

○加藤国務大臣：次に、総務大臣。

○武田国務大臣：本日、労働力調査結果を公表いたしました。その主なポイントは、次のとおりです。11月の就業者数は6,707万人と、1年前に比べ55万人減少し、8か月連続の減少となりました。季節調整値で前月からの増減をみると、就業者は43万人の増加、完全失業者は16万人の減少となりました。完全失業率は2.9%と、前月に比べ0.2ポイント低下し、5か月ぶりの低下となりました。新型コロナウイルス感染症の影響が引き続き大きく現れており、今後も十分に注視してまいります。

○加藤国務大臣：次に、厚生労働大臣。

○田村国務大臣：令和2年11月の有効求人倍率は、季節調整値で1.06倍と、前月を0.02ポイント上回りました。また、正社員有効求人倍率は0.80倍と、前月を0.01ポイント上回りました。求人・求職の動向や、総務大臣から報告のありました労働力調査の結果を慎重にみますと、現在の雇用情勢は、求人が底堅く推移する中、求人が求職を上回って推移しているものの、求職者が引き続き増加しており、厳しさがみられます。有効求人倍率が1倍を下回る地域がある等、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に、より一層注意する必要があると考えています。先般閣議決定された「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」等に基づき、令和2年度第3次補正予算案及び令和3年度予算案に必要な施策を計上しており、今後とも、雇用と生活を守るため、全力を尽くしてまいります。

○加藤国務大臣：次に、内閣総理大臣から2件御発言がございます。

○菅内閣総理大臣：まず、自然災害をはじめとした緊急事態に適切に対処し、国民の生命と財産を守ることは、政府に課せられた重大な責務です。各位におかれては、年末年始においても、緊張感を持って、危機管理に万全を期していただくようお願いいたします。

次に、茂木大臣及び河野大臣は、それぞれ海外出張いたしますが、その出張不在中、加藤内閣官房長官を外務大臣の臨時代理に、梶山大臣を沖縄及び北方対策並びに規制改革担当大臣の事務代理に、それぞれ指定又は命じることといたします。

○加藤国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

西村大臣から御発言がございます。

○西村国務大臣：命と暮らしを守るためには、一人ひとりが年末年始を静かに過ごすことが求められる旨の提言が新型コロナウイルス感染症対策分科会から重ねてなされております。これまでも関係府省や各自治体などを通じて、国民の皆様に対し、忘年会、新年会、帰省などについては慎重に対応し、年末年始を静かに過ごすことをお願いしてきたところです。特に感染が拡大している地域においては、一段の御

留意をいただくことをお願いしております。また、経済界や都道府県知事等にも、休暇の分散やテレワークの推進を要請しているところです。国民の皆様に「静かな年末年始」を徹底していただくよう、内閣官房のホームページに「静かな年末年始」特設ホームページを公開する等、更なる情報発信の強化にも取り組んでおります。閣僚各位におかれては、所管する組織及び関係団体等において、「静かな年末年始」の趣旨を踏まえた御対応がなされるよう、御協力をお願いいたします。

○加藤国務大臣：ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣議案件 〔 令和2年 〕 (金)
12月25日

◎一般案件

- 資料あり
資あり
- デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針について (決定) (内閣官房)
 - 〃 ○ デジタル・ガバメント実行計画の変更について (決定) (同上)
 - 〃 ○ 第5次男女共同参画基本計画について (決定) (内閣府本府)
 - 〃 ○ 採用昇任等基本方針の一部変更について (決定) (内閣官房)
 - 〃 ○ 民生用月周回有人拠点のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国航空宇宙局との間の了解覚書の署名について (決定) (外務省)
 - 〃 ○ 令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用(2件)について (決定)(財務省)
 - 資料なし
資なし
 - ☆ サウジアラビア国駐箚特命全権大使岩井文男に交付すべき信任状及び前任特命全権大使上村 司の解任状につき認証を仰ぐことについて (決定) (外務省)

◎政 令

- 資料あり
資あり
- 医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 (決定) (厚生労働・財務・農林水産省)

◎人 事

- 資料なし
資あり
- ☆ 外務大臣茂木敏充外1名の海外出張について (了解)
 - 各府省幹部職員の任免につき，内閣の承認を得ることについて (決定)

資料あり ○東京都立大学名誉教授久米 潔外 793名の叙位,
叙勲又は紺綬褒章等授与について (決定)

◎ 報 告

資料あり ☆国家公務員法第106条の25第1項等の規定に
基づく報告について (内閣官房)

〃 ☆自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく報
告について (防衛省)

◎ 配 布

☆労働力調査報告 (総務省)

☆月例経済報告 (内閣府本府)

[○署名あり ☆署名なし]

件名外案件

〔令和2年
12月25日〕（金）

◎一般案件

資料
なし

- 税関に係る事項における相互行政支援及び協力に関する日本国政府とウルグアイ東方共和国政府との間の協定の署名について（決定）（外務省）
- 〃 ○債務救済措置（債務支払猶予方式）に関する日本国政府とモルディブ共和国政府との間の書簡の交換について（決定）（同上）

〔○署名あり ☆署名なし〕